

令和 2 年 度

定期監査・行政監査結果報告書

令和 3 年 3 月

さぬき市監査委員

令和2年度定期監査及び行政監査の結果について

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

2 監査対象

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

(1) 令和元年度分

(2) 令和2年度（4月1日から基準日まで）

① 実地監査に関する基準日・・・令和2年9月30日

② 各課等対象監査に関する基準日・・・令和2年11月30日

3 監査の評価項目及び実施内容

予算、議決、法令等に基づく適正性のほか、経済性、効率性及び有効性に主眼を置き監査を実施した。

特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨に則って事務事業が実施されているかに重点を置いた。

また、市の内部統制（リスク・マネジメントの業務上のリスクや手順を見える形にし、危険を予防・抑制するためのリスク管理の手法）に注視するとともに、市行政改革実施計画（令和元年度～令和4年度）の取組項目に掲げられた項目の進捗状況についても監査を実施した。

監査は、各部署から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

4 監査日程

(1) 監査期間

令和2年11月17日から令和3年1月29日まで

(2) 監査実施日及び実施場所

① 実地監査

実施月日	対象施設・実施場所	所管課等	
11月17日	さぬき北小学校	教育委員会事務局	学校教育課
	さぬき北幼稚園	健康福祉部	幼保こども園課
11月18日	津田小学校	教育委員会事務局	学校教育課
	大川学校給食 共同調理場	教育委員会事務局	学校教育課

② 各課等監査

実施月日	部署名等		実施場所
1月18日	市民部	生活環境課	本庁 4階会議室
		市民課	
		税務課 債権管理室	
		人権推進課	
1月19日	教育委員会事務局	教育総務課	寒川第2庁舎 2階会議室
		学校教育課	
		生涯学習課	
1月21日	市民部	総合支所	寒川庁舎 1階会議室
	健康福祉部	幼保こども園課	
		長寿介護課	
国保・健康課			
子育て支援課			
1月22日		福祉総務課	
		障害福祉課	
	津田診療所		津田診療所
1月25日	市民病院	総務企画課	市民病院 2階会議室
		患者サービス課	
	会計管理者	会計課	
	建設経済部	下水道課	
	監査委員事務局		
1月26日	建設経済部	都市整備課	本庁 4階会議室
		農林水産課	
		商工観光課	
	農業委員会事務局		
1月28日	総務部	危機管理課	
		秘書広報課	
		男女共同参画・国際交流推進室	
		財産活用課	
1月29日		政策課	
		総務課	
	議会事務局	議事課	
	選挙管理委員会事務局		

5 監査結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一般的な指摘として、各課及び課内職員間で、極端に時間外勤務の多い職員や年次休暇の取得が少ない職員等が見受けられた。人事管理を適切に行うとともに、平準化された勤務体制になるように努められたい。

次に、業務マニュアルの作成については、どの職員が対応しても同様の結果

次に、業務マニュアルの作成については、どの職員が対応しても同様の結果

が得られる体制づくりを目指して、誰が見ても内容が把握できるマニュアルの作成が求められる。また、将来的に「内部統制」が導入されることも考慮し、リスクの重要度等に応じた業務マニュアルの作成にも努められたい。

また、別記において、個別的な指摘として、各部署に対し監査委員の意見を付すものである。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して3か月を経過する日の属する月の月末までを目処に行われたい。

また、監査期間中に判明した軽微な指摘事項、改善事項等については、さぬき市監査基準第6条（指導的機能の発揮）により、適宜、口頭にて助言を行った。

今後も、法令等を遵守し、厳正かつ適正な経営に係る事務事業の実施に努められたい。

【監査結果の評価及区分の基準】※監査結果の取扱基準

区 分	基 準
勧告	① これまでに複数回にわたって指摘事項となっている案件で、是正又は改善の措置や検討がされていないもの
	② 指摘事項に定める基準に該当し、特に監査委員が勧告する必要があると認めるもの
指摘事項	① 法令等（法律、政令、省令、条例、規則、要綱、基準等）に違反しているもの
	② 予算の目的及び範囲に違反しているもの
	③ 著しく不経済又は非効率的執行となっているもの
	④ 著しく適正を欠くもので是正する必要があるもの
	⑤ すでに指摘事項、指導注意事項及び検討事項となっている案件で、是正又は改善の措置や検討がされていないもの
指導注意事項	① 指摘事項のうち、軽微な誤謬等と見受けられるもの
	② 事務処理における軽度な誤り等で、直ちに補正すれば特段の支障がないもの
	③ 今後、是正又は改善の必要があるもの
	④ その他、適正を欠くもので特に注意を要すると認められるもの
検討事項	① 今後、是正又は改善のための検討が必要と認められるもの
	② 特別な理由により、是正又は改善に長期間にわたって時間が必要と認められるもの
委員意見	① 監査結果に基づき、意見を述べる必要があると認められるもの
	② 特に要望する必要があると認められるもの

令和2年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 2 年度		結果No.	1
監査結果の区分	検討事項	対象組織	市民部生活環境課	
指摘・意見等の項目	葬斎場（しずかの里）使用料の納付方法について			
指摘・意見等の内容	<p>さぬき市が構成員である三木・長尾葬斎組合が運営している葬斎場しずかの里の使用料については、利用者から、葬斎組合に代わり、市が使用許可証発行時に預かっている。その預り金について、週に一度、生活環境課職員が現金をしずかの里へ持参している状況である。</p> <p>しかしながら、しずかの里へ現金を持参することは、現金事故などの危険を伴うものであり、納付方法としては問題があると考えます。</p> <p>納付方法について、現金を持ち歩くリスクを伴わない選択肢を検討されたい。</p>			

監査年度	令和 2 年度		結果No.	2
監査結果の区分	検討事項	対象組織	市民部生活環境課	
指摘・意見等の項目	老朽危険空き家対策について			
指摘・意見等の内容	<p>近年、少子高齢化が進み、同時に未管理空き家の老朽化が全国的に問題となっている。さぬき市においても例外ではなく、空き家戸数が平成28年度調査では1,338戸あったが、人口減少に伴い年々増加していることが推察できる。老朽危険空き家除去支援事業として、補助対象工事費用の5分の4以内で、最高160万円を限度として支給する事業を行っているが、令和元年度の補助金交付決定数が22戸と、老朽危険空き家戸数が減少するまでには至っていない。今後、更に戸数の増加が見込まれ、市としての危険空き家に対する補助制度の見直しが求められる。</p> <p>また、除去支援事業未申請の空き家についても、倒壊や破損等により周辺住民の生活環境に影響を及ぼすと思われる場合、市が除去できる体制整備等を検討願いたい。</p>			

令和2年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 2 年度		結果No.	3
監査結果の区分	委員意見	対象組織	市民部人権推進課	
指摘・意見等の項目	人権・同和教育の推進について			
指摘・意見等の内容	<p>人権・同和教育推進事業補助金については、各学校のPTAが主体となって実施しているが、取り組みを行っていない学校も見受けられ、学校間での人権・同和教育の差に繋がる恐れがあると危惧する。</p> <p>人権・同和教育の推進においては、取り組みの弱い学校に積極的に関わりを持ち、どう取り組ませるかも大切なことである。</p> <p>今後、教育機会の均等にも配慮しつつ、学校に対するアプローチ方法を検討し、人権・同和教育に取り組んでもらいたい。</p>			

監査年度	令和 2 年度		結果No.	4
監査結果の区分	検討事項	対象組織	総務部秘書広報課	
指摘・意見等の項目	適切な人員確保について			
指摘・意見等の内容	<p>人員定数については、定員適正化計画に基づくものであることは承知しているが、第四次定員適正化計画中の「類似団体別職員数の状況」によると、普通会計の職員数は類似団体数値より下回っている状況である。このような状況下で、正規職員が減少し、会計年度任用職員が増加している現状は、時間外勤務を行う職員の更なる増加や、年次有給休暇の取得率の低下を招くものと懸念される。</p> <p>また、災害時は勿論のこと、大雨の多発や長期化などにおいての職員の対応にも影響する恐れがあると考える。</p> <p>市民サービスの低下、職場環境の不均衡が生じぬよう、適切な人員の確保を望むものである。</p>			

令和2年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 2 年度		結果No.	5
監査結果の区分	指摘事項	対象組織	市民部生活環境課 健康福祉部長寿介護課 教育委員会事務局 生涯学習課	
指摘・意見等の項目	団体運営補助金の間接補助について			
指摘・意見等の内容	<p>団体運営補助については、「さぬき市補助金見直し基準」（令和元年10月23日改訂）において、「団体運営補助で、当該年度補助金決定額の5割を超える前年度繰越金を生じている場合には、その超える額を補助金から減ずるものとする。」と規定されており、補助団体から間接補助として下部団体へ支出が確認される場合においても、この規定が適用されると考える。</p> <p>それを踏まえ、間接補助の支出元として、さぬき市連合自治会、さぬき市婦人団体連絡協議会、さぬき市遺族連合会の3団体については、以前から指摘を行ってきたところである。</p> <p>各団体の現状の対応状況は、次に示すとおりである。</p>			
	担当主管課	補助団体	報告内容	
	生活環境課	さぬき市連合自治会	支会に繰越しがある場合には、その目的を明らかにし、計画的な使い方について検討を求めていく。	
	生涯学習課	さぬき市婦人団体連絡協議会	各単位婦人会において、今後2年間を目途に、前年度繰越金を見直すよう協議していく。	
	長寿介護課	さぬき市遺族連合会	各地区の繰越金については、これまで会員から徴収してきた会費等を積み立てているものであり、備品購入費や整備費用等に充てるためのものである。	
<p>今後、下部団体については、「さぬき市補助金見直し基準」の規定に鑑み、補助金の減額について、数年を目途に再検討を求める。</p> <p>また、3団体の補助金額についても、下部団体の収支状態の把握、補助金の使途の明確化を行い、補助金額の決定を求めるものである。</p>				

令和2年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 2 年度	結果No.	6
監査結果の区分	検討事項	対象組織	総務部危機管理課
指摘・意見等の項目	避難訓練の在り方と防災士の活用について		
指摘・意見等の内容	<p>近年、他県において、地震や大雨による洪水、土砂崩れなど、様々な災害が多発している。</p> <p>それらの災害がさぬき市に起こった場合を想定し、防災支援における避難行動要支援者名簿に登載されている方を、どのように避難へ導くべきか確認できるよう、個別計画を作成したうえで定期的な避難訓練の実施が必要と考える。</p> <p>また、防災事業の一環として、防災士の資格取得に対する補助金（防災士育成支援事業補助金）制度がある。その制度において、補助対象者の合否結果が把握できないという問題があった。その問題については、申請時に合否の報告を義務付けることで資格取得の有無は確認できると考える。</p> <p>その結果、資格取得者に対して避難訓練への参加要請を行うことも可能となり、各地域で、災害に備えるノウハウを持った防災士が活動できることを期待するものである。</p>		

監査年度	令和 2 年度	結果No.	7
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	総務部危機管理課 建設経済部農林水産課 教育委員会事務局 教育総務課
指摘・意見等の項目	備品台帳の整備について		
指摘・意見等の内容	<p>物品管理規則第9条第5項において、「物品管理者は、供用する備品について備品台帳を整備しなければならない。」と規定されている。</p> <p>しかし、令和元年度の備品について、管理システムに登録されている備品台帳を抽出確認したところ、登録誤り、または未登録のものが見受けられた。</p> <p>所管の備品台帳について、適正な整備をされたい。</p>		

令和2年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 2 年度	結果No.	8
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	建設経済部農林水産課 健康福祉部福祉総務課
指摘・意見等の項目	準公金取扱規程の遵守について		
指摘・意見等の内容	<p>準公金取扱規程第4条第1項第4号において、「準公金に係る収入、支出及び精算の行為が適正に処理されているか否かを確認するとともに、1会計年度につき2回以上定期的に出納に関する証拠書類を点検し、その結果を所管の部長に報告すること。」と規定されている。</p> <p>しかし、さぬき市地域農業再生協議会等（農林水産課）の結果報告については、所管部長へ未報告のものが見受けられた。取扱規程を遵守し、適正に報告されたい。</p> <p>次に、準公金取扱規程第5条第1項第3号において、「準公金の収入又は支出に際しては、あらかじめ収入伺、支出伺等の書類を作成し、所属長の確認を経て、当該準公金に係る決裁権者の決裁を受けること。」と規定されている。</p> <p>しかし、さぬき市民生委員児童委員協議会連合会（福祉総務課）の支出伺書においては、最終の決裁権者である会長の押印が無く支出されているのが見受けられた。適正に事務処理をされたい。</p>		